

2008年5月13日
スカパーJSAT株式会社

定款一部変更に関するお知らせ

スカパーJSAT株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：仁藤 雅夫）は、平成20年5月13日開催の取締役会において「定款一部変更の件」に関し、平成20年6月27日開催予定の第1回定時株主総会に、下記の通り付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1) 変更の理由

今後の子会社の事業再編を視野に入れ、当社が純粋持株会社であることを名称上で明確化させるため、商号の変更を行うものです。

当社は、グループ会社相互の連携の強化と業務効率向上のため、既に東京都港区において業務を稼動しております。これに伴い、本店所在地を東京都港区に変更するものです。

グループの組織力強化と経営効率化を目的とした当社グループにおける経営資源の再配分等に柔軟に対応するため、事業の目的事項を追加するとともに、あわせて号数の繰り下げをおこなうものです。

本総会終結の時をもって不要となる附則につき、これを削除するものです。

2) 変更の内容

定款変更の内容は別紙の通りです。

3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成20年6月27日
定款変更の効力発生日	平成20年6月27日

以上

(別紙)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条(商号)</p> <p>当社は、スカパーJ S A T株式会社と称する。</p> <p>英文では <u>SKY Perfect JSAT Corporation</u> と表示する。</p> <p>第2条(本店の所在地)</p> <p>当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>第3条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理すること、並びに次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1~26(省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>27 前各号に付帯し、又は関連する一切の業務</p> <p>第4条~第38条 (省 略)</p> <p>(附 則)</p> <p>第1条(最初の事業年度)</p> <p>第35条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、<u>会社成立の日から平成20年3月31日までとする。</u></p> <p>第2条(最初の取締役及び監査役の報酬等)</p> <p>1. 第24条の規定にかかわらず、当社の最初の取締役に<u>対する、会社成立の日から最初の定時株主総会終結時までの報酬等(以下「当初報酬等」という。)は、以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) 確定額報酬の上限</p> <p><u>確定額による報酬等は、年額3億円(固定報酬部分1億8千万円、業績連動報酬部分8千万円、及び、後述のストックオプション部分4千万円を合算して算出)以内とする。なお、当該金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は</u></p>	<p>第1条(商号)</p> <p>当社は、<u>株式会社スカパーJ S A Tホールディングス</u>と称する。</p> <p>英文では <u>SKY Perfect JSAT Holdings Inc.</u> と表示する。</p> <p>第2条(本店の所在地)</p> <p>当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>第3条(目的)</p> <p>当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理すること、並びに次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1~26(現行どおり)</p> <p>27 <u>経理・財務・総務・人事・情報システムその他管理業務に係る受託、請負、コンサルティング業務</u></p> <p>28 前各号に付帯し、又は関連する一切の業務</p> <p>第4条~第38条 (現行どおり)</p> <p>(附 則)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

含まないものとする。

(2) 非金銭報酬であるストックオプション

ストックオプションは、会社設立の日から最初の定時株主総会終結時までの間に、次の範囲内で新株予約権を発行し、取締役分配到り当てることのできるものとする。

新株予約権の総数

2,000 個を上限とする。

新株予約権の目的である株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的である株式（以下「対象株式数」という。）は、当会社株式 1 株とする。

なお、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で調整される。

新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日から 10 年を経過する日までの範囲内で、取締役会において定める期間とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の承認を要する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた価額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当会社株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が新株予約権の割当日の前日の東京証券取引所における当会社株式の普通取

引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で行使価額が調整される。

新株予約権の行使条件

(i) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を失った後も、これを行使することができる。但し、新株予約権者が、次の事由のいずれかに該当した場合は、その後、新株予約権を行使することができない。

(a) 解任された場合

(b) 当社と競業する会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社に敵対する行為又は当社の利益を害する行為を行った場合。但し、当社に敵対する意図又は当社の利益を害する意図をもって、かかる行為を行った場合に限る。

(ii) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。

その他

その他細目は取締役会において定める。

2. 第33条の規定にかかわらず、当社の最初の監査役に対する当初報酬等は、年額6千万円以内とする。

第3条（附則の削除）

本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

（削除）